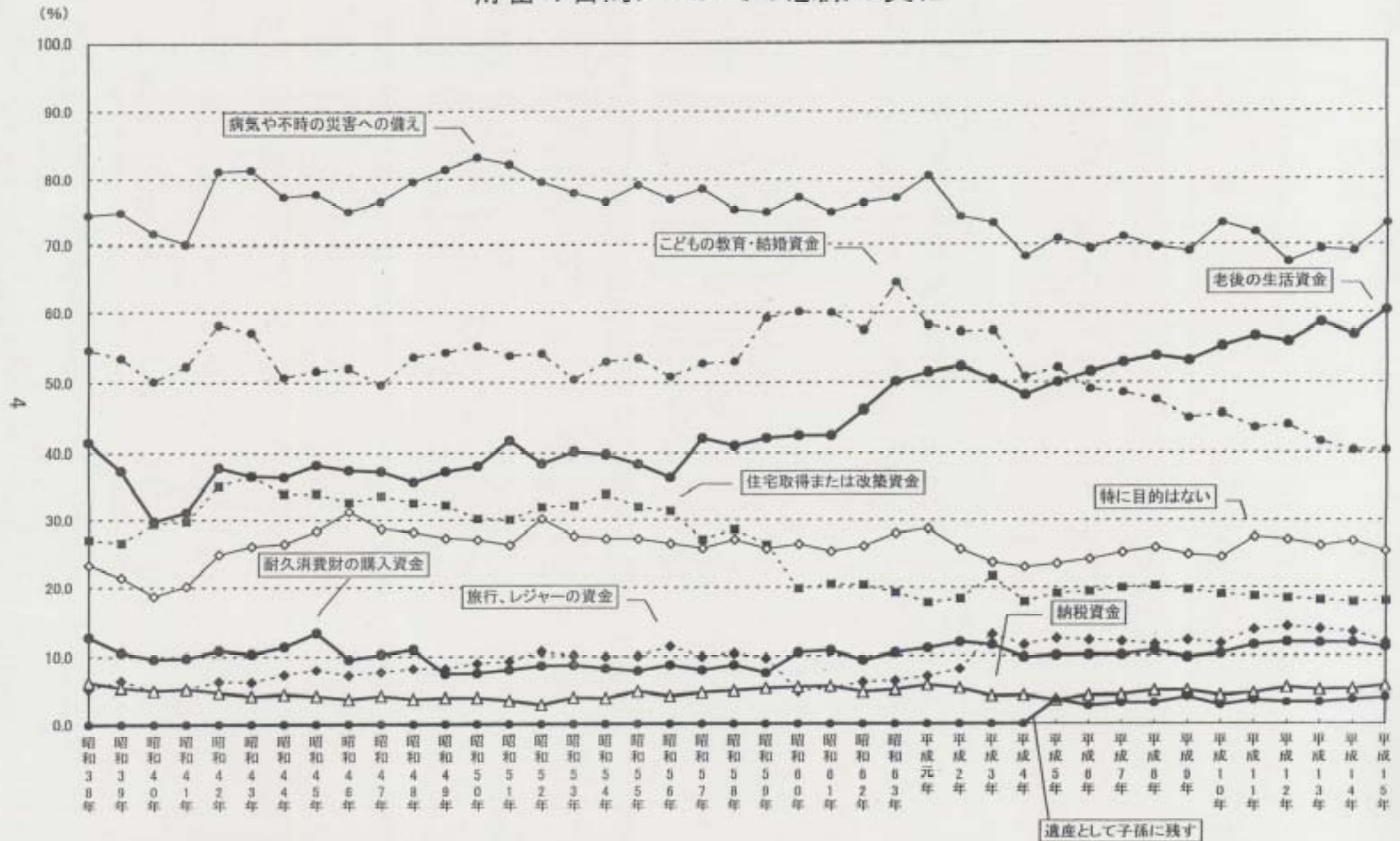


勤労者財産形成住宅貯蓄制度の概要

目 的	住宅の取得又は増改築等の費用
対 象 者	勤労者（契約締結時は55歳未満であること）
契 約 要 件 「1人1契約」に限る。	<p>1 積立ては、5年以上の期間にわたって定期に行うものであること。</p> <p>2 持家の取得等のための対価の支払にあてられること。 [住宅取得の場合の対象住宅] ・床面積50㎡以上 ・既存住宅の場合 建築後20年以内（耐火構造の場合25年以内） ・原則として勤労者の住所に存するもの [増改築等の場合の対象工事] ・増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替 ・マンションの専有部分の床、壁等の過半について行う修繕又は模様替 ・家屋の居室等の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替 ・耐震改修工事 （注）増改築工事をした住宅は床面積50㎡以上、勤労者の住所に存することが必要</p> <p>3 持家の取得等のための払出し以外には、①継続預入等を行う場合、②勤労者が死亡（重度障害を含む）した場合を除き行わないこと。</p> <p>4 住宅取得のための対価から取金等を控除して残額がある場合、事業主等から貸付を受けて支払うことを予定している旨を契約上に明記していること。</p> <p>5 積立ては、給与から天引きした金銭で行うか、財形給付金・財形基金給付金の満期給付金により行うこと。</p>
税 制	<p>事業主に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している勤労者を対象に、財形年金貯蓄とあわせて元本550万円までから生ずる利子等について非課税</p> <p>[課税扱いとされる場合] (1) 財形非課税貯蓄申告書等が提出されなかった場合 (2) 勤労者が退職等した場合（転職継続措置を取った場合等を除く） (3) 勤労者が死亡した場合 (4) 非課税限度額を超過した場合 (5) 財形貯蓄への預入の中断が2年間以上あった場合 (6) 財形法で定められた契約要件に反する事実が生じた場合 ① 払出しに係る契約要件違反（持家の取得等のため以外に財形貯蓄の払出しが行われた場合） ② その他の契約要件違反 (7) 海外転勤者に継続適用不適用事由（海外転勤後7年以内に国内の勤務先に勤務しなかった等）が生じた場合</p> <p>[追徴課税について] 払出しに係る契約要件〔上記（6）①の要件〕に反する事実が生じた場合は、払出日前5年以内に支払われた利子等に課税</p>

貯蓄の目的についての意識の変化



資料出所: 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」

貯蓄の目的

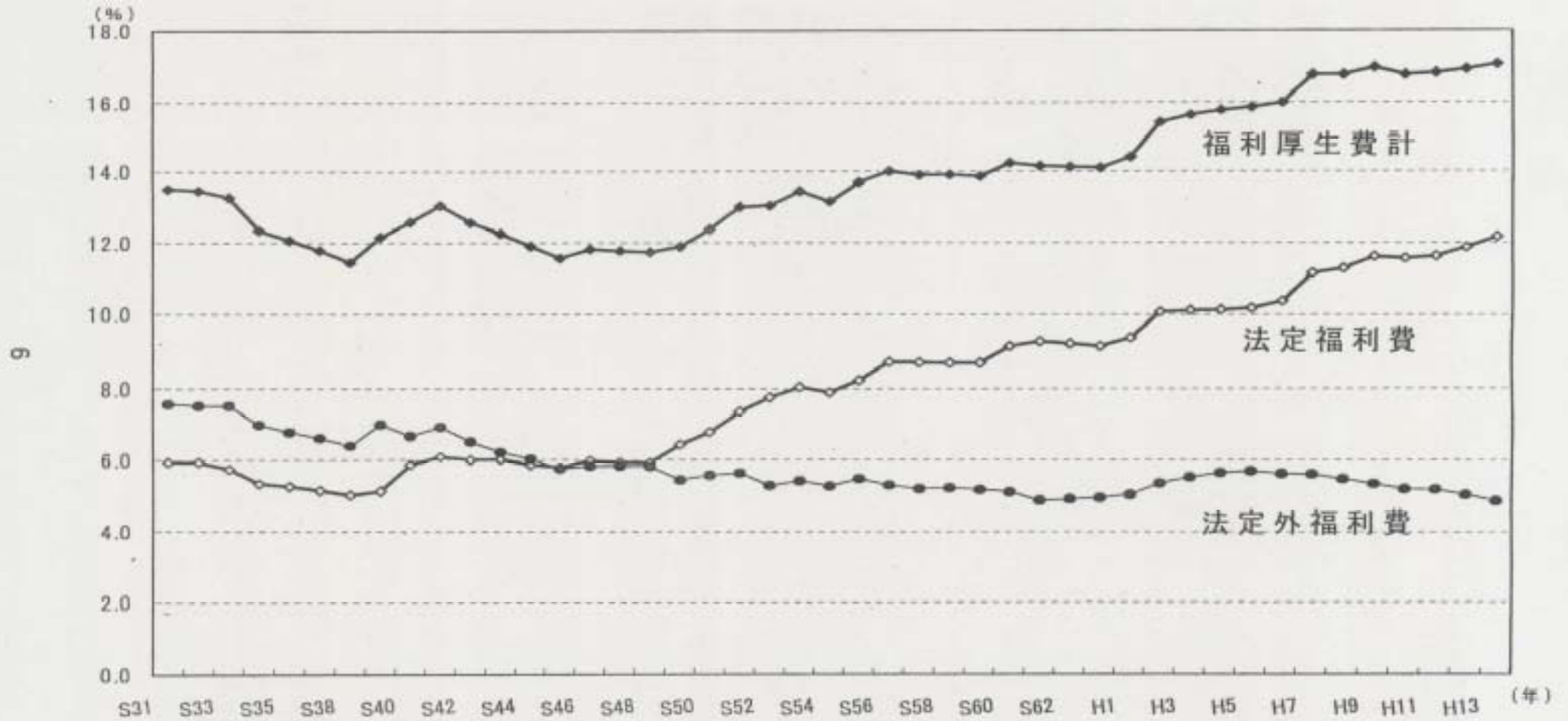
(単位 世帯割合 %)

	病 気・ 災 害 へ の 備 え	子 供 の 教 育 資 金	子 供 の 結 婚 資 金	住 宅 取 得 ・ 増 改 築 資 金	老 後 の 生 活 資 金	耐 久 消 費 財 の 購 入 資 金	旅 行 ・ レ ジ ャ ー 資 金	納 税 資 金	遺 産 を 子 孫 に 残 す	特 に 目 的 は な い が 貯 蓄 し て い れ ば 安 心	
1985年	77.2	43.0	17.1	19.8	42.5	10.5	4.8	5.4	—	26.4	
1990	74.3	40.0	17.3	18.3	52.4	12.0	8.1	5.2	—	25.7	
1995	71.2	33.9	14.7	20.0	52.9	10.2	12.1	4.3	3.1	25.2	
2000	67.5	32.2	11.8	18.4	55.9	12.0	14.3	5.3	3.2	27.1	
2001	69.4	31.4	10.2	18.1	58.6	11.9	13.9	5.0	3.2	26.2	
2002	69.1	30.8	9.6	17.8	56.9	11.9	13.5	5.1	3.6	26.0	
2003	73.3	31.2	9.2	18.0	60.4	11.3	12.0	5.6	3.9	25.4	
世帯主 年齢別	20歳代	54.5	62.3	5.2	40.3	16.9	18.2	26.0	1.3	1.3	35.1
	30	57.8	64.9	5.2	31.6	20.4	17.8	20.4	4.4	0.5	29.7
	40	64.4	68.0	7.1	18.5	44.6	15.3	10.6	4.5	1.7	23.9
	50	74.5	24.5	17.6	16.2	70.9	9.8	8.9	4.7	3.5	21.8
	60	82.9	3.7	7.9	13.2	78.9	7.9	13.2	7.1	6.0	24.7
	70歳以上	83.7	5.6	3.0	12.5	74.8	7.7	8.1	7.9	7.9	29.2

資料出所 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」

(注) 3項目以内での複数回答。

福利厚生費（現金給与総額に対する比率）の推移



資料：日本経団連「福利厚生費調査」

注：法定福利費は社会保険料の事業主負担分等。法定外福利費は住宅、医療・保健、生活支援、慶弔・共済・保険、文化・体育・レクリエーション等の費用。

福利厚生施策の領域別にみた今後の意向

(%)

		調査数	住宅関連	健康・医療 関連	育児支援 関連	慶弔・災害 関連	財産形成 関連	レジャー 関連	自己啓発 関連	その他 関連	総合関連 (運営手法)
充実・新設	規模計	1561	15.0	30.6	8.1	12.8	17.2	10.5	27.6	19.2	27.7
	～30人	31	9.7	22.6	3.2	9.7	12.9	3.2	32.3	16.1	29.0
	～50人	51	13.7	23.5	7.8	17.6	17.6	19.6	19.6	7.8	33.3
	～100人	311	15.8	28.6	7.1	14.8	14.1	10.8	22.8	14.1	24.1
	～150人	376	14.1	27.4	6.6	14.1	17.3	10.1	26.1	20.2	23.9
	～200人	219	15.5	31.5	9.1	12.8	21.0	13.7	31.5	20.5	30.1
	～300人	202	15.3	29.7	7.9	12.9	14.4	10.4	26.2	19.3	28.2
	～500人	130	13.8	30.0	9.2	10.0	13.1	9.2	29.2	21.5	29.2
	～1000人	87	11.5	36.8	8.0	5.7	14.9	4.6	31.0	23.0	31.0
	1000人以上	33	30.3	60.6	21.2	12.1	27.3	12.1	42.4	30.3	48.5
規模の差 ポイント	-	20.6	38.0	18.0	2.4	14.4	8.9	10.1	14.2	19.5	
縮小・廃止	規模計	1551	28.5	1.2	0.3	4.0	5.2	9.2	1.5	0.5	1.4
	～30人	30	20.0	0.0	0.0	3.3	3.3	6.7	0.0	0.0	0.0
	～50人	51	17.6	2.0	0.0	0.0	3.9	2.0	0.0	2.0	0.0
	～100人	310	18.1	1.3	0.6	3.2	2.6	4.5	0.3	0.0	1.6
	～150人	374	22.2	0.8	0.0	4.3	3.5	7.2	1.1	0.8	1.3
	～200人	218	28.4	0.9	0.0	2.8	5.5	7.8	1.8	0.5	0.5
	～300人	201	27.4	1.0	0.5	4.0	5.0	8.5	1.0	0.5	0.5
	～500人	130	40.8	2.3	0.8	4.6	7.7	13.8	0.8	0.8	1.5
	～1000人	87	52.9	1.1	0.0	6.9	6.9	13.8	4.6	0.0	2.3
	1000人以上	33	48.5	0.0	0.0	6.1	6.1	21.2	0.0	0.0	0.0
規模の差 ポイント	-	28.5	0.0	0.0	2.8	2.8	14.5	0.0	0.0	0.0	
充実・新設－ 縮小・廃止	-	-13.5	29.4	7.8	8.8	12.0	1.3	26.1	18.7	26.3	

資料：(社)企業福祉・共済総合研究所「福利厚生・退職給付総合調査」(平成14年)

注1：表中の数値は各領域内の項目に一つでも「充実・新設」もしくは「縮小・廃止」の意向がある企業の割合である。

注2：「規模の差」の数値は、従業員規模1,000人以上の割合から、30人未満の割合を引いたものである。

注3：「充実・新設－縮小・廃止」の数値は、「充実・新設」(全体)の割合から「縮小・廃止」(全体)の割合を引いたものである。